

「共通の申請項目及び必要書類のたたき台の作成に係る考え方」に対する意見の概要

構成員意見と考え方①

	構成員意見	考え方
1	<p>○ 行政機関が発行する証明書等であって、行政機関間で情報連携をすることにより、地方公共団体が取得することのできる申請項目や必要書類については、共通の申請項目等とするかどうかについて検討する前に、根本的に、提出を求める必要性について検討すべきではないか。 【愛知県、盛岡市】</p>	<p>○ 情報連携を進める場合であっても、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 情報連携の対象とすべき情報（入札参加資格審査を行うために必要な情報）を決める必要があること・ 全国的な情報連携の仕組みが構築されるまでは、情報連携の対象とすべき情報についても、引き続き事業者から申請項目や必要書類として提出を求める必要があること・ 情報連携することを希望しない事業者（例えば紙媒体での申請を希望する事業者等）からは、引き続き申請項目等として提出を求める必要があること <p>を踏まえると、まずは、情報連携の対象とすべき情報も含めて、入札参加資格審査を行うために必要な申請項目等を検討する必要があるか。</p> <p>併行して、今後開催するシステム部会において、審査体制の共同化やシステム整備に係る検討に合わせて、各申請項目等に係る情報をシステム間で連携できることとすべきかどうか等の検討を進めることとしてはどうか。</p>

構成員意見と考え方②

	構成員意見	考え方
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共通項目等の検討を始めるに当たって、入札参加資格審査の定期審査に必要な項目等のみを検討するのか、あるいは、指名競争入札等を見越して網羅的に申請項目等を設定するのかを考えるべきではないか。 【山梨県市町村総合事務組合】 ○ 共通項目等の要否については、各地方公共団体が、主として指名競争入札を行っているかどうかによって分かれるのではないか。【滋賀県】 ○ あくまでも入札参加資格の審査であり、個々の入札を行う際の審査でないことを踏まえ、申請項目等については、「共通申請項目等と選択申請項目等の作成の考え方（たたき台）」のa、b、c（共通申請項目）の項目のみで足りるのではないか。一般競争入札が基本であることを踏まえれば、指名競争入札を実施するために必要とされる項目等については、共通項目から除くべきではないか。 【山梨県市町村総合事務組合】 ○ 指名競争入札を多用している地方公共団体は多いと考えられるが、当該団体においては、指名に当たって事業者の実績確認や格付けをする必要があることから提出を求めたい情報が多いのではないか。【盛岡市】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指名競争入札や少額随意契約を行っている地方公共団体においては、指名先事業者の選定や少額随意契約の相手方となる事業者の選定の際に、入札参加資格審査時に作成する資格者名簿を使用しているものと考えられる。 実際に、指名競争入札等を行っている地方公共団体においては、一般に、入札参加資格審査申請時に、当該事業者の選定に必要な情報の提出を求めているものと考えられる。 仮に、入札参加資格審査申請時に指名先事業者の選定等に必要な情報の提出を求めない場合には、事業者に対して、入札参加資格審査申請とは別に指名願等の提出を求めることとなるが、申請手続の回数が増加することに伴い、地方公共団体・事業者双方において事務負担が増加するおそれがある。 以上を踏まえると、全国的な申請項目等の共通化を図るためには、指名競争入札等を行っている地方公共団体においても活用できるようなものとするため、共通の申請項目等については、指名競争入札等を行うに当たって必要となる事業者情報も含めて検討する必要があるか。

構成員意見と考え方③

	構成員意見	考え方
3	<p>○ 地方公共団体の調達事務の実態によって、事業者に提出を求めている情報が異なる（指名競争入札を行っている地方公共団体は、指名に必要な事業者情報の提出を求めている一方、指名競争入札を行わない団体においては最小限の情報の提出にとどめている等）ことを踏まえ、共通申請項目等を更に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本項目（事業者名称等） ・業者選定必要項目（格付に必要な項目） <p>に分割してはどうか。（「基本項目」「業者選定必要項目」「その他選択項目」と整理する。）</p> <p>また、現状、各団体において提出を求めている申請項目等が共通申請項目等として設定された場合には、地域の事業者は新たに当該情報の提出を求められることとなる。当該団体においても、審査対象項目が増加することや、事業者からの問合せが増加することに伴い、事務負担が増加するおそれがある。</p> <p>これを踏まえれば、「業者選定必要項目」については選択申請項目等とすることが理想的ではないか。【滋賀県】</p>	<p>○ 意見を踏まえると、申請項目等を「事業者特定情報」（事業者名称、電話番号等）と「その他情報」（適正性の審査や格付け等に関する事項）に分類し、前者を「共通申請項目」等、後者を「選択申請項目」等とすることも考えられる。</p> <p>これについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の小規模事業者にとっては、現状からの変更が少なく、共通化への対応コストが少なくなる ・地方公共団体においても、審査に係る事務処理上の変更が少なくなる <p>等のメリットが考えられる。</p> <p>他方で、複数団体に対して申請する事業者の申請に係る事務負担を軽減する観点からは、「共通申請項目」等を幅広く設定すべきとの考え方もある。また、地方公共団体における審査体制の共同化を進める場合、「共通申請項目」等を幅広く設定することで、共通審査（形式審査等）の対象となる申請項目等が多くなり、共同化の効果が大きくなる可能性もある。</p> <p>〔なお、これらについては、地方公共団体が「事業者特定情報」や「その他情報」に相当する申請項目等をそれぞれの程度設定しているか、審査体制の共同化をどのようにするか、システム整備をどのように進めるかによっても変わりうるか。〕</p> <p>以上を踏まえ、「共通申請項目」等と「選択申請項目」等の分類については、地方公共団体における当該項目等の設定状況を調査し、その設定状況も参考にして、また、システム部会における検討も踏まえつつ、地方公共団体・事業者双方の事務負担に考慮しながら検討することとしてはどうか。</p>

構成員意見と考え方④

	構成員意見	考え方
4	<p>○ 国の申請項目等や複数の地方公共団体が設定している申請項目等については、共通項目等に取り入れることで問題ない。</p> <p>ただし、共通化に伴い申請項目等を変更することは、地方公共団体・事業者の双方にとって負担となるものであり、いずれの団体も積極的に検討するとは考えにくい。</p> <p>このため、個々の入札等の際に提出を求めることで支障のない情報については積極的に共通項目から除く方針を国が定めていく必要があるのではないか。【愛知県】</p> <p>○ 選択共通項目等の範囲によって、格付け作業に影響が生じるため、格付けに必要な項目については、できる限り選択共通項目に入れていただきたい。【千葉市】</p>	<p>○ 総務省においては、令和3年に国の申請項目等を参考に標準項目等を作成しているが、標準項目等については、地方公共団体から、「独自に追加する必要のある項目等が多数にのぼる」「このため、事業者の事務負担の軽減の効果は限定的である」旨の声があるところであり、共通化の範囲を狭めると、各団体における独自項目等の設定が増加し、複数団体に対して申請を行う事業者にとっては、事務負担軽減につながりにくくなるものと考えられる。</p> <p>こうした状況も踏まえ、令和5年の総務省研究会報告書においては、</p> <p>①「全地方公共団体共通の申請項目等」及び ②「申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目等」を設けつつ、 ③「地方公共団体が独自の申請項目等を設けることができるようにする」</p> <p>ことが提言されているところであり、本検討会においては、①に加え、②の申請項目等についても設定する方向で検討していくことが適当ではないか。</p> <p>ただし、<u>どのような項目を共通申請項目等として定めるかについては、本意見や、研究会報告書において「競争性・効率性を確保するとの入札制度の趣旨からは、（略）申請項目等を必要最小限とすることが求められる」とされていること、各地方公共団体における申請項目等の設定状況、意見3に係る考え方（共通申請項目等を最小限とする場合のメリット・デメリット等）、システム部会における検討も踏まえながら、丁寧に議論していく必要があるか。</u></p>

構成員意見と考え方⑤

	構成員意見	考え方
5	<p>○ 共通項目のみをもって、基本的な入札参加資格を全地方公共団体で統一的に認定し、その上で同一プラットフォーム上に各地方公共団体が個別に独自項目を設定し、地方公共団体ごとに資格認定や加点をしていく構造がよいか。【愛知県】</p>	<p>○ 意見は、共通申請項目等に係る共通審査（形式審査）を行うとともに、各団体が個々に選択申請項目等や独自項目等に基づき個別審査を行い、格付けや順位付けをした上で、資格付与を行うものと考えられる。</p> <p>意見の方法も含め、審査体制の共同化やシステム整備をどのような方向で進めていくべきかについては、今後、システム部会において、構成員間で意見交換をしながら、検討を進めていくこととしてはどうか。</p>
6	<p>○ 入札参加資格審査申請の共通化自体には、多くの地方公共団体が総論賛成であると思うが、共通化の取組を進めるに当たっては、事業者の事務負担軽減の視点のみならず、特に小規模団体の職員の事務負担軽減につながることを打ち出すことが関係者の合意形成にとって効果的ではないか。</p> <p>なお、盛岡広域圏において入札参加資格審査申請に係る共通化の取組を行った際には、事務処理時間を約45%削減できると見込み、説明した。【盛岡市】</p>	<p>○ 意見のとおり、入札参加資格審査の申請項目等を共通化することや、審査体制を共同化することによって、特に小規模な地方公共団体において、事務処理が効率化され、事務負担が軽減される等のメリットがあるものと考えられる。共通化の取組を進めるに当たっては、このようなメリットが各団体に認識されるよう周知していくことが重要である。</p> <p>今後、システム部会における審査体制の共同化やシステム整備に係る検討に合わせ、構成員が共通化の取組を行った際の効果の測定方法等も参考にしながら、共通化による効果についても検討することが適当であるか。</p>
7	<p>○ 入札参加資格審査に係る共通システムの整備について、地方公共団体の財政状況が厳しい中、システム導入に要する経費や既存システム改修などの新たな負担に対して財政措置を講じる必要があるのではないか。【盛岡市】</p>	<p>○ 審査体制の共同化やシステム整備についてどのように行うかについては、今後、本検討会において検討を進めていくが、その実現に向けては、各地方公共団体において着実に取組が進められるような環境を整備することが重要であるか。</p>